

鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱

1 目的

この要綱は、最近の経済環境の変化に伴い、売上高の減少により借入金の償還に困難を感じている中小企業者に対し、既往の制度資金の貸付条件の変更措置を講じることにより、資金繰りの緩和を図ることを目的とする。

2 対象者

鳥取県企業自立サポート融資（鳥取県制度融資）の借入残高を有する者で、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 次のいずれかの条件を満たす者であること

- ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項第 5 号に規定する指定業種（不況業種）を営む者
 - イ 最近 3 か月又は直近決算期の売上高又は営業利益が過去 3 年間のいずれかの年の同時期に比べ減少している者
 - ウ 最近 3 か月又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同時期に比べ減少している者
 - エ 原油価格の上昇により、売上原価のうち 20 パーセント以上を占める原油等（原油又は石油製品）の最近 1 か月間の仕入価格が、前年同期の仕入価格から 20 パーセント以上上昇しているにも関わらず、製品販売等の価格の引き上げが困難であるため、最近 3 か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている者
- (2) 4 の措置を受けることにより、経営の維持継続や業況の回復が見込まれること
- (3) 4 の措置を受けた後の償還が確実に見込まれること

3 対象資金

別表 1 及び別表 2（以下「別表」という。）に掲げる鳥取県制度資金

4 条件変更措置

(1) 貸付期間の延長

融資の際に定めた償還期間について、資金の種類及び資金使途ごとに、別表に定める期間（当該融資について既に貸付期間の延長を受けている場合にあっては、別表に定める期間から既に延長を受けた期間を差し引いた期間）の範囲内で貸付期間の延長ができるものとする。

(2) 据置期間の延長及び再設定の特例

融資の際に定めた据置期間について、各資金要綱及び要領に定められた据置期間（当該融資について既に据置を受けている場合にあっては、既に据置を受けた期間を差し引いた期間）に 1 年を加えた期間の範囲内で据置期間の延長及び再設定ができるものとする。なお、延長及び再設定の回数に制限は設けないものとする。

(3) 債還方法の弾力化

償還方法は、当該措置に係る資金を融資した取扱金融機関（以下「金融機関」という。）及び鳥取県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるところによる。

5 申込み

- (1) 4 の措置を受けようとする者は、条件変更措置申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を、金融機関に提出するものとする。
- (2) 申込期間は、平成 21 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 審査

- (1) 申込書の提出を受けた金融機関は、その内容を審査し、適當と認めたものについて、協会の保証付の融資の場合は協会の承諾を得た上で、4 の措置を行うものとする。
- (2) 県損失補償付制度融資の申込書の提出を受けた金融機関は、事前に県へ報告し、県及び協会の承諾を得た上で、4 の措置を行うものとする。

7 条件変更の報告

金融機関は、4 の措置を行ったときは、毎月の状況を条件変更措置実施報告書（様式第 2 号）により、資金の種類ごとに別表に定める機関に対して、翌月の 10 日までに報告するものとする。

8 資金措置

県は、金融機関が4の措置を行ったときは、各資金要綱及び要領に規定する県が金融機関に対して行う資金措置に係る補助金の補助期間について、その規定にかかわらず、償還が完了するまでの期間補助するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、4の措置に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年7月1日から施行する。

2 平成21年7月1日から平成22年3月31日までに貸付期間の延長を実行した者については、当該資金が完済するまでの間、本要綱の適用を受ける。

3 平成21年7月1日から平成22年3月31日までに条件変更措置の適用を受けた者については、当該資金が完済するまでの間、3の規定にかかわらず別表1に対応する者は次の表1を、別表2に対応する者は次の表2の適用を受けるものとする。

鳥取県経営活力再生緊急資金については、平成21年10月19日から平成22年3月31日までに条件変更措置の適用を受けた者に限る。

4 令和8年3月31日までの間に5の規定による申込みをした者については、4及び前項の規定にかかわらず、貸付期間又は据置期間を延長できるものとする。

表1(平成17年度以前融資実行分)

資 金 の 種 類		資 金 使 途	延長期間	報 告 先
鳥取県中小企業経営健全化資金		運転資金	5年	県
小口無担保保証融資		設備資金、運転資金	5年	県、市町村
同和地区中小企業特別融資		設備資金、運転資金	5年	県、市町村
鳥取県中小企業設備資金	製造業等	設備資金	7年	県
	商業・サービス業	設備資金	7年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金		設備資金	7年	県、市
鳥取県観光開発促進資金		設備資金	7年	県、市
新規開業支援資金		設備資金、運転資金	5年	県、市
新分野進出・雇用創出等促進資金		設備資金、運転資金	7年	県、市
鳥取県環境産業育成支援資金		設備資金	7年	県
特 别 金 融 対	鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、運転資金	5年	県、市
	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
	鳥取県事業用資産購入促進資金	設備資金、運転資金	7年	県、市
	鳥取県建設業新分野進出支援特別資金	設備資金、運転資金、借換資金	7年	県、市
	平成16年大型スーパー経営不振に伴う特別資金	運転資金	7年	県、市
	中小企業再生支援資金	設備資金、運転資金	7年	県

策 資 金	米子駅前地区商店街活性化特別金融資金	運転資金	5年	県、市
	マイワシ漁獲減少構造改善対策資金	運転資金	5年	県、市
	鳥取県経営改善再借換資金	借換資金、設備資金、運転資金	5年	県、市
	中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	5年	県、市町村

表 2 (平成18年度以降融資実行分)

資 金 の 種 類	資 金 使 途	延長期間	報 告 先
鳥取県企業自立化支援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県中小企業小口融資	設備資金、運転資金	5年	県、市町村
鳥取県同和地区中小企業特別融資	設備資金、運転資金	5年	県、市町村
中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	5年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金	設備資金	7年	県、市
鳥取県環境産業支援資金	設備資金	7年	県
鳥取県新規参入資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県チャレンジ応援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県再生支援資金	設備資金、運転資金	7年	県
鳥取県取引安定化対策資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
小規模事業者融資	設備資金、運転資金	7年	県、市
鳥取県経営安定支援借換資金	借換資金、設備資金、運転資金	7年	県、市
鳥取県旧制度融資等借換特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	7年	県、市
鳥取県経営活力再生緊急資金	設備資金、運転資金、借換資金	5年	県、市

附 則

この改正は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月19日から施行し、改正後の鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱第5(2)の規定は平成23年度の貸付けから適用し、同要綱別表2の規定は同年10月31日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1 (平成 17 年度以前融資実行分)

資 金 の 種 類	資 金 使 途	延長期間	報 告 先
鳥取県中小企業経営健全化資金	運転資金	3年	県
小口無担保保証融資	設備資金、運転資金	3年	県、市町村
同和地区中小企業特別融資	設備資金、運転資金	3年	県、市町村
鳥取県中小企業設備資金	製造業等 商業・サービス業	設備資金 設備資金	5年 5年
鳥取県企業立地促進資金	設備資金	5年	県、市
鳥取県観光開発促進資金	設備資金	5年	県、市

新規開業支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
新分野進出・雇用創出等促進資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県環境産業育成支援資金	設備資金	5年	県
特別金融対策資金	鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、運転資金	3年 県、市
	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金	設備資金、運転資金	3年 県、市
	鳥取県事業用資産購入促進資金	設備資金、運転資金	5年 県、市
	鳥取県建設業新分野進出支援特別資金	設備資金、運転資金、借換資金	5年 県、市
	平成16年大型スーパー経営不振に伴う特別資金	運転資金	5年 県、市
	中小企業再生支援資金	設備資金、運転資金	5年 県
	米子駅前地区商店街活性化特別金融資金	運転資金	3年 県、市
	マイワシ漁獲減少構造改善対策資金	運転資金	3年 県、市
	鳥取県経営改善再借換資金	借換資金、設備資金、運転資金	3年 県、市
	中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	3年 県、市町村

別 表 2 (平成18年度以降融資実行分)

資 金 の 種 類	資 金 使 途	延長期間	報 告 先
鳥取県企業自立化支援資金	設備資金、運転資金	3年	県
鳥取県中小企業小口融資	設備資金、運転資金 借換資金	3年	県、市町村
鳥取県同和地区中小企業特別融資	設備資金、運転資金	3年	県、市町村
中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	3年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金	設備資金	5年	県、市
鳥取県環境産業支援資金	設備資金	5年	県
鳥取県新規参入資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
鳥取県チャレンジ応援資金	設備資金、運転資金	3年	県
鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、運転資金	3年	県、市
鳥取県再生支援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県取引安定化対策資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
小規模事業者融資	設備資金、運転資金 借換資金	5年	県、市
鳥取県経営安定支援借換資金	借換資金、設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県旧制度融資等借換特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県経営活力再生緊急資金	設備資金、運転資金、借換資金	3年	県、市
平成22年度雪害対策特別資金	設備資金、運転資金	3年	県
鳥取県経営活力強化資金	設備資金、運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県経営体質強化資金	設備資金、運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県地域経済変動対策資金	設備資金、運転資金、借換資金	5年	県、市
鳥取県災害等緊急対策資金	設備資金、運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県バイオ産業支援資金	設備資金、運転資金	5年	県

鳥取県経営再生円滑化借換特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	3年	県、市
鳥取県地域活性化総合特区推進事業資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県新規需要開拓設備資金	設備資金、運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県創業支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
鳥取県新事業展開資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
事業承継支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
働き方改革応援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
中部地震復興商業・サービス活性化支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
災害対応力強化資金	設備資金	3年	県、市
鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金	設備資金、運転資金、借換資金	5年	県、市
鳥取県産業成長応援資金（大型投資）	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県経営安定事業継続支援資金	運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県産業未来共創資金（大型投資）	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県コロナ克服借換特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	3年	県、市
中小事業者賃上げ応援資金	設備資金、運転資金	5年	県